食費・居住費(光熱水費)のご負担について

厚生労働省の指導により、65歳以上の方で、地域包括ケア病棟(5階東)・療養病棟(4階西、5階西、6階西)・回復期リハ病棟(3階東)に入院する方は、食費の負担額が変わるとともに、居住費(光熱水費)の負担が追加されます。

なお、一般病棟(4階東)・特殊疾患病棟(6階東)に入院する方等については、 居住費のご負担はありません。

		一般病棟 •	65歳以上で、	65歳以上で、
	区分		,	
		特殊疾患病棟、	療養病棟で医療の必要	療養病棟で医療の必要
		地域包括ケア病棟・	性の <u>高い</u> 方(<u>医療区分</u>	性の <u>低い</u> 方(<u>医療区分</u>
		療養病棟・回復期リ	Ⅱ・Ⅲ)、回復期リハ病	<u>I</u>)、地域包括ケア病棟、
		ハ病棟(64歳以下)	棟(算定期限内)の方	回復期リハ病棟(算定対
		の方		象外)の方
1	一般の方		(食 費)	(食 費)
		1食につき	1食につき 490円	1食につき 490円
		490円	(居住費)	(居住費)
			1日につき 370円	1日につき 370円
2	市町村民税	1食につき	(食 費)*	(食費)
	非課税の世	230円	1食につき 230円	1食につき 230円
	帯に属する	*(過去1年間の入		(- 15 II)
	方等(③、④	院日数が90日超の	(居住費)	(居住費)
	以外の方)	場合 180円)	1日につき 370円	1日につき 370円
3	②のうち、所得が一定の基準に満た		(食 費)	(食 費)
			1食につき 110円	1食につき 140円
			/D/#\	(□▷#)
	ない方等(④	1000	(居住費)	(居住費)
	以外の方)	1食につき	1日につき 370円	1日につき 370円
4	②のうち、老	110円	(食費)	(食費)
	齢福祉年金 を受給して		1食につき 110円	1食につき 110円
			(居住費)	(居住費)
	いる方		1日につき 0円	1日につき 0円

上記の②から④までに該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」を、保険証等に添えて2階入院手続・会計室に提出することにより、減額が受けられます。

なお、マイナンバーカードの健康保険証を利用し、「限度額情報を提供します」に同意いただいた場合、「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の提出は不要です。 詳細については、2階入院手続・会計室にお問い合わせください。